

従つて、政府におかれでは、これ等公共的事業遂行に先行する。あるいは、これに伴う、技術的研究調査の必要性を認識し、一段とこれを重要視し、その研究調査の実行推進の措置をとられたい。

2-22

庶発第782号 昭和26年12月21日

大蔵大臣

あて(各通)

内閣総理大臣

日本学術会議会長 亀山直人

昭和27年度文部省科学研究振興に必要な研究費予算について(申入)

標記の件については、本会議は、かねてより科学振興の立場から、その増額について強く要望しているところであり、さきに内閣総理大臣より、7月18日付科第884号を以つて「昭和27年度文部省科学研究振興に必要な研究費の予算編成の方針について」諮問をうけ、7月20日付庶発第521号を以つてこれに対し答申し、本予算の画期的増額を希望しました。

然るに今度内示された昭和27年度予算案を見ますと、文部省科学研究振興予算は、5億4,500万円と計上されております。元来この科学研究振興予算は、昭和25年度に5億円計上され、昭和26年度には本会議から強く要望いたしましたにもかかわらず、据置されたものであります。

昭和27年度の5億4,500万円は、一見数字的には前年度に比し4,500万円の増額であるかの如くに見えるが、昭和25年度予算の基礎とされた物価に対する今日の物価上りを計算に入れると、5億円は約8億円となるはずであります。従つて、昭和25年度と同一の研究を継続するためにも8億円を必要とします。

申すまでもなく、科学研究振興予算は、戦後の疲弊したわが国の科学を再建するために、公私の分野を問わず、優秀な研究者に配分されるものであり、昭和25年度の5億円さえ、すでにこの理想には甚だ遠いものであります。従つて、昭和27年度には、最少限度において5割を増し、合計12億円を計上されなければ、今日わが国において欠くべからざる研究さえこれを振興することができません。

以上の事情に基き、本会議は、昭和26年12月20日の第43回運営審議会の議を経て、本予算額を12億円とせられるよう、強く要望いたします。

2-23

庶発第787号 昭和26年12月24日

内閣総理大臣

あて(各通)

大蔵大臣
公益事業委員会委員長
地方財政委員会委員長

日本学術会議会長 亀山直人

大学・研究機関等において研究のために使用するガス料金について(要望)

自然科学の研究において、ガスは寸時も欠くことのできない必須のものであり、従つてガス料金は

研究費のうちで占める割合が非常に大きいのであります。このたびのガス料金の値上げに際し、公益事業委員会が広く公聴会を開いて各方面の意見を徴され、特に官・公・私の研究機関等のことについても意を払われたことは感謝に堪えません。本会議としてもガス料金の性質上、これを需要の種類と性質によつて差等をつけ、負担を一般需要者に転荷することはもとより望むところではありません。ただ現行のガス料金には1割の課税がなされておりますが、これさえ、限られた研究費で既に研究が思うにまかせぬ状況にある大学・研究機関等にとつては、重荷であります。この際格別の御配慮を以つて、研究用ガス料金に対する減税の減免についてでき得る限り適当な措置を講ぜられたく、こゝに昭和26年12月20日開催の本会議第43回運営審議会の議を経て希望いたします。

2-24

庶発第791号 昭和26年12月24日

各国立大学長 殿

日本学術会議会長 亀山直人

民間研究機関に対する協力について（要望）

本会議は、わが国の学術及び産業の振興上重要な使命を有する民間研究機関が戦時中ならびに終戦後受けた打撃から未だに復興されていない現情にかんがみ、特に常置の委員会として「民間研究機関振興対策委員会」を設けて、民間研究機関を振興するのに必要な対策について審議しております。

同委員会は、先般全国の主要な民間研究機関について実情調査を行い、これに基いて幾つかのことを10月16日開催の本会議第11回総会に提案しましたが、総会は審議の結果下記のことを各国立大学に要望することを議決しました。

本会議は各大学が、このことについて配慮され、民間研究機関に対してますます協力されるよう希望します。

記

1. 大学教授等の民間研究機関への兼職については、人事院においても適当な措置を講じていることであるから、大学においてもでき得る限りの便宜を与えられたい。
2. 民間研究機関所属の研究者から、大学所属図書館所蔵図書の閲覧希望の申出があつた場合には、でき得る限りの便宜を与えられたい。

2-25

庶発第26号 昭和27年1月30日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

国民の保健に重大な関係のある法律の制定について（要望）

本会議は、第42回運営審議会（昭和26年11月26日）及び第44回運営審議会（昭和27年1月25日）の議を経て、首題のことについて、下記のとおり要望します。

記

学術的研究の成果に基き国民の保健に重大な関係のある法律を制定するに當つては、厳密な科学的